

○射水市心身障害者(児)福祉金条例

平成17年11月1日

条例第151号

改正 平成19年3月19日条例第8号

平成24年6月25日条例第28号

平成26年3月20日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、本市に居住する障害のある者及び障害のある児童又はその保護者に対し、射水市心身障害者(児)福祉金(以下「福祉金」という。)を支給し、障害者(児)の生活の激励と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「障害者(児)」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)に規定する1級から4級までに該当するもの
- (2) 富山県療育手帳交付要綱(昭和49年富山県告示第165号)第2条の規定により療育手帳の交付を受けた者であって、同要綱第5条第3号に規定する障害の程度が「A」又は「B」と判定されたもの
- (3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(支給の要件)

第3条 福祉金の支給を受ける資格を有する者(以下「受給資格者」という。)は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により本市の住民基本台帳に記録され、引き続き1年以上居住している障害者(児)とする。

2 前項の規定にかかわらず、福祉金の受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは支給しない。

- (1) 射水市に居住しなくなったとき。
- (2) 障害者(児)が死亡したとき。
- (3) 身体障害者福祉法第16条、富山県療育手帳交付要綱第9条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の2第1項の規定により、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を返還しなければならなくなったとき。

- (4) 地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する市町村民税の均等割が課税されているとき。
- (5) 前条の規定に該当する者のうち、65歳以降に新規で当該手帳の交付を受けたとき。
- (6) 障害者(児)の属する世帯について、規則で定めるところにより算定した合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に定める合計所得金額をいう。)の合算額が1,000万円以上のとき。
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する指定障害者支援施設に入所したとき。

(支給額)

第4条 福祉金の額は、第2条第1号に該当する者にあつては1級月額2,000円、2級月額2,000円、3級月額1,500円、4級月額1,100円、同条第2号に該当する者にあつてはA月額2,000円、B月額1,500円、同条第3号に該当する者にあつては1級月額2,000円、2級月額1,500円、3級月額1,100円とする。

(認定)

第5条 受給資格者は、福祉金の支給を受けようとするときは、その受給資格について市長の認定を受けなければならない。

- 2 前項の認定を受けた者が、福祉金の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合においても、前項と同様とする。

(支給期間及び支払期日)

第6条 福祉金の支給は受給資格者が前条の規定による認定の申請をした日の属する月の翌月から始め、翌年の9月(支給が始まった月が1月から9月の場合は当年の9月)で終わる。ただし、福祉金を受給すべき事由が消滅した場合は、その日の属する月で終わることとする。

- 2 福祉金の支給期間の終期において、引き続き当該支給要件に該当していると認めるときは、翌年の9月まで支給期間を延長する。ただし、福祉金を受給すべき事由が消滅した場合は、その日の属する月までとする。

- 3 福祉金の支給は年2回とし、9月及び3月にそれぞれの月までの分を支給する。ただし、その給付を受ける権利が消滅したとき、又はその支給を停止すべき事由が生じたときは、権利が消滅した日の属する月までの分を次の支給期月に支払うこととする。

(不正利得の返還)

第7条 偽りその他不正の手段により支給を受けた者があるときは、市長はその福祉金の全

部又は一部の返還を命ずることができる。

(受給権の保護)

第8条 福祉金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

(報告等の義務)

第9条 福祉金の支給を受けている者は、市長に対し報告又は届出をしなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、平成18年度分の福祉金から適用し、平成17年度分の福祉金については、なお合併前の新湊市中心身障害者福祉金条例(昭和44年新湊市条例第9号)、新湊市中心身障害児福祉金条例(昭和42年新湊市条例第16号)、小杉町障害者福祉金条例(昭和56年小杉町条例第9号)、大門町心身障害者年金条例(昭和45年大門町条例第10号)、大島町心身障害者福祉年金条例(平成12年大島町条例第3号)又は下村心身障害者福祉金条例(昭和50年下村条例第3号)の例による。ただし、平成17年度内の転居についての福祉金の支給額は、旧市町村の例とする。

附 則(平成19年3月19日条例第8号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月25日条例第28号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第8号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。